

	新潟市教育委員会 平成20年3月 定例会会議録			
日 時	平成20年3月18日(火) 午前9時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 1号棟 2階 旧生涯学習課室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長		欠席委員	
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	西 山 耕 一	中 央 公 民 館 長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	川 端 弘 実
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	菲 澤 文 隆
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	中 央 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	教 育 総 務 課 長	斉 藤 仁	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 井 琢 平
	学 務 課 長	遠 藤 良 二		
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 長 補 佐	吉 崎 熊 勝
	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	岩 本 正 雄
	生 涯 学 習 課 長	玉 木 一 彦	教 育 総 務 課 主 査	山 際 幸 太
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午前9時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
		(1) 委員長の選挙について
		(2) 委員長職務代理者の指定について
付議事件 (14件)	議案番号	件 名
	議案第34号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第35号	新潟市教育財産管理規則の一部改正について
	議案第36号	新潟市教育委員会公印規則の一部改正について
	議案第37号	新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について
	議案第38号	新潟市学齢児童生徒の就学に関する規則の一部改正について
	議案第39号	新潟市立高志中等教育学校学則の制定について
	議案第40号	新潟市支援を要する教職員に関する規則の制定について
	議案第41号	新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
	議案第42号	新潟市立万代高等学校学則等の一部改正について
	議案第43号	新潟市体育指導委員に関する規則等の廃止について
	議案第44号	事務局及び機関の長の人事について
	議案第45号	職員の人事措置について
	議案第46号	市立高等学校の校長及び市立幼稚園の園長の人事について
議案第47号	新潟市学校給食センター条例施行規則の一部改正について	
報告 (2件)	記 号	件 名
		平成20年度地域と学校パートナーシップ事業選定校について
		平成19年度マイスター養成塾結果報告について

第1 開会宣言

○委員長 午前9時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 佐藤，高山両委員を指名。

第3 選挙

○委員長 委員長の選挙について，説明を求める。

○教育総務課長 委員長の任期が3月31日で終了することから行うもので，教育委員会規則により，原則として在任委員の全員が出席の会議で無記名投票で行い，有効投票の過半数を得た者を当選人とし，任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする旨を説明。

(投票)

○事務局 山田委員5票，佐藤委員1票の選挙結果を発表，山田委員が委員長に選任された旨，報告する。

○委員長 委員長職務代理者の指定について，説明を求める。

○教育総務課長 委員長職務代理者の指定は，教育委員会規則により，在任委員の3分の2以上が出席の会議で，無記名投票で行い，有効投票の最多数を得た者を，委員長職務代理者とし，指定の期間は次の委員長の選任のときまでとなっている旨を説明。

(投票)

○事務局 佐藤委員5票，田中委員1票の選挙結果を発表，佐藤委員が委員長職務代理者に選任された旨，報告する。

○山田委員 (あいさつ)

○佐藤委員 (あいさつ)

第4 付議事件

○委員長

はじめに議案第34号から第37号まで、お願いします。

○教育総務課長

説明に入ります前に議案第34号から議案第43号までは教育委員会規則の制定改廃になります。これについては別紙として教育委員会規則の制定改廃一覧表を、横長のものですが、これを付けてございますので、その一覧表とそれから議案書のほうをご覧いただきながらご審議をお願いしたいと思います。

まず議案第34号でございます。新潟市教育委員会組織規則の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表は議案書の3ページでございます。

先月ご説明いたしました、この4月より学校図書館支援センターを西川図書館に設置することから、図書館の分掌事務に学校図書館の支援に関するものを加えるものでございます。

また職務代理の規定について市長部局のほうで見直しを行うことから、これに準じて改正するものです。内容は「代行」を「代理」に改め、代理できるものは原則直近下位の職までとするものであります。これらの施行日は本年4月1日となります。

また中等教育学校の設置に伴い学務課と学校支援課の分掌事務に係る規定を加えるもので、この施行日は本年の11月1日となります。議案第34号についての説明は以上でございます。

次に、議案第35号、新潟市教育財産管理規則の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表は7ページでございます。

スポーツに関する事務が市長の所管となることから、体育施設に関する規定を削除するとともに、併せて文言の整理等を行うものでございます。施行日は4月1日となります。あとは施設課長が管理する財産に中等教育学校を加えるもので、施行日は11月1日でございます。議案第35号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第36号、新潟市教育委員会公印規則の一部改正について説明いたします。新旧対照表は11ページでございます。

スポーツに関する事務が市長の所管となることから、スポーツ振興審議会会長の印の規定を削除いたします。施行日は本年4月1日でございます。また中等教育学校の学校印と学校長印の規定を加えるもので、施行日は11月1日でございます。議案第36号についての説明は以上でございます。

議案第37号、新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規

則の一部改正について説明いたします。新旧対照表は 14 ページでございます。

スポーツに関する事務が市長の所管となることから、体育施設及びスポーツ振興審議会に関するものを除くものです。また地教行法の改正により教育長に委任できない事務として教育委員会、学校、その他の教育機関の職員の任免等の人事に関することと、教育委員会の点検評価に関することを加えるものです。

また今まで教育長の代理・専決としていた処理を代理で統一し、課長補佐以下の職員の任免、職員の分限、軽易な規則等の改正について代理した場合は、委員会の報告、承認を要しないこととするものです。施行日は本年 4 月 1 日からになります。議案第 37 号の説明については以上でございます。

○委員長

それでは今ほど説明のありました 34 号から 37 号まで、いかがでしょうか。何かご質問等ございませんでしょうか。

○高山委員

代行と代理、この区別、何でそうしたのかお聞かせいただけませんか。

○教育総務課長

詳しい区別はわかりませんが、今まで代行で規定してきたわけですが、市長部局のほうの規定の整理の中で代理で統一しようということなのです。

○高山委員

代理するというふうに書いてあるんですね。これも全部市長部局がそういうふうな形になっているんですか。「代理する」という言葉は非常に違和感を感じるというか。

つまり名詞＋「する」という言葉は、その名詞の部分が動詞的意味を持つものなら許されているんですね。運動するとか行動するとか代行するはいいんですけれども、代理するというのは、例えば映画するとか青春するとか文化するとかいうようなものと同等に扱われかねない。そういうものは本来使ってこなかったという文言の経緯があるんです。

したがって、もし使いたいなら代理をするという「を」を入れていただくとか、やっぱりそういう文言を整理する場合にはきちんとその辺まで考えてやっていただきたい。

代行も代理も厳密に言えばいろんなところが違うんだらうと思うんですけれども、もし市民の皆さんに説明しなければいけない場合にはやっていただきたいと思います。

○委員長

今度専決という言葉はなくなるわけですね。ほかにございませんでしょうか。

それでは承認いたします。

続いて 38 号、お願いいたします。

○学務課長

議案第 38 号でございます。新潟市学齢児童生徒の就学に関する規則の一部改正でございます。

別紙の 2 ページをご覧くださいと思います。2 ページの一番下にございますけれども、上段のほうでは新潟市立中等教育学校条例が制定されたことによりまして、この関係で整理を行うものでございます。

もう 1 点が下段に記載してございますけれども、文言の整理を行いたいということでございます。

この文言の整理の 1 つ目の条項の整理、第 8 条第 3 項ですけれども、この内容は仕事の一部を市長部局に補助執行をしておりますけれども、この条文がここに載っていることはなじまないということで削除を行うものでございます。

その下の保護者名を削る、所在地の変更というこの 2 つは、入学通知書の様式を改定するというところでございます。

19 ページの新旧対照表をご説明したいと思います。新旧対照表の新的のほうでございますけれども、例えば第 2 条 2 項で、この規則で「校長」とは、というところでアンダーラインを引いてございますけれども、新潟市立中等教育学校長を付け加えるものでございます。新的のほうでアンダーラインを引いている部分は、この中等教育学校の開設に伴う改正でございます。

20 ページの旧のほうをご覧くださいと思います。旧のほうの第 8 条 3 項のところですが、この条文を先ほど申し上げました市長部局への補助執行に関わる条文でございまして、この条項の削除を行うということでございます。

この補助執行の内容でございますけれども、転居した場合に市民の皆様が区民生活課のほうに住民票届を出します。そうしますとその窓口で教育委員会に代わりまして転校する学校を指定する仕事を行っております。その仕事は今までどおりこれからも続けますけれども、この規則に記載しておく必要がないということで削除するものでございます。

続きまして、21 ページでございます。これは様式の変更でございまして、先ほど申し上げました入学通知書の部分ですが、

1つは、保護者というのがもともとはがきに記載してありましたけれども、これを削除することと、もう1つは、住所を教育委員会のある白山浦のほうに直すということでの変更でございます。私のほうからは以上でございます。

○委員長

38号の内容は1つは、中等教育学校条例が設置されるということからくる改正、それから文言の整理を行ったということですが、いかがでしょうか。

○高山委員

保護者を削るという理由は何ですか。

○学務課長

入学通知は保護者に対して通知をすることになっております。私ども便宜上両親がいられる場合は父の名前を印字して発送しております。ところがそこに保護者がついておりますと、保護者がお父さんだけを保護者と教育委員会が指定しまったような印象を与えているということで、具体的に市民からもそのような苦情がきていますので、教育委員会としてはお父さんだけが保護者とかお母さんだけが保護者とか決めているわけではなくて、保護者はお父さん、お母さんなんですよという意味合いで、あえて誤解を招く保護者という言葉をここから削除させていただきました。

○高山委員

この通知書は世帯主に送るわけですか。

○学務課長

父親か母親になります。保護者ですので。

○高山委員

いない場合は。

○学務課長

保護者がいない場合、それに代わる方に、子どもの親権者になります。

○高山委員

今まで保護者と書いてあったんですね。

○学務課

最初から保護者ということで書いてありました。

○高山委員

じゃあ保護者が誰かわからないという場合もあるわけですね。お父さんになったりお母さんになったりということがあるから、例えば離婚をしてお父さんだったものがお母さんになっ

てというようなこともあるわけですね。

○学務課長

はい。例えば離婚してもし母子家庭ですと、住民票の中ではお母さんの名前しかありませんのでお母さんの名前で発送いたします。今の事例はお父さんもお母さんもいられる家庭において、私ども便宜上お父さんの名前を出していますが、それについての誤解を生まないようにということで削除させていただいております。

○委員長

親権が片親にあるみたいな形に見えるからですか。

○学務課長

そういうことでございます。

○佐藤委員

このデータというのは住民票を基に送付するんですか。

○学務課長

法令上住民基本台帳からです。

○佐藤委員

住民基本台帳の住所からその対象する児童が記載されている住民票のデータから発送するんですね。

○学務課長

そういうことです。

○佐藤委員

一概にそこに保護者がいるとは限らないということですね。逆に言うと。例えば離婚して一緒に住んでいないといっても、親権は私だというのがありますからね。

○委員長

よろしいですか。それでは 38 号を終わりにして 39 号のほうにまいります。

○教職員課長

議案第 39 号から議案第 42 号まで、教職員課所管分についてご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

まず配布資料の 25 ページをお開きください。それから別紙一覧表の 3 ページ上段をお願いいたします。議案第 39 号、新潟市立高志中等教育学校学則の制定についてご説明申し上げます。

この学則は新潟市立中等教育学校条例第 3 条の規定により、管理運営上必要な事項を学則として制定するものでございます。

学則で規定する主な内容は一覧表に記載の規定内容（1）か

ら（８）までに記載してあるとおりでございます。なお、施行期日は条例の施行と併せて学校が設置される平成 20 年 11 月 1 日からとしております。

次に、資料 29 ページをご覧ください。一覧表は同じく 3 ページの下段になります。議案第 40 号、新潟市支援を要する教職員に関する規則の制定についてご説明申し上げます。

政令市移行により指導が不適切な教職員の人事管理については、政令市である新潟市が行うことになりましたが、このたび教育公務員特例法が改正され、平成 20 年 4 月 1 日に施行されます。その改正の中で指導が不適切な教職員の人事管理システムに関する必要事項を教育委員会規則で定めることとなっているために、新たに制定するものでございます。現在は要綱対応になっております。

具体的な規定内容については一覧表の（１）から（５）が主な内容でございます。施行期日は法律の施行月日と同じ平成 20 年 4 月 1 日からとなっております。

次に、資料 35 ページをお願いいたします。何ページかにわたる新旧対照表でございます。それから別紙の一覧表は 4 ページの上段をお願いいたします。

議案第 41 号、新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。改正点は記載の 5 点でございます。丸は 6 つございますが、1 つ目と 2 つ目が 1 点目というふうに説明を申し上げたいと思います。

1 点目は、学校教育法及び学校教育法の施行規則の改正により、学校種の規定順で幼稚園が最初に規定されたことから、規則中に引用している条項の内容は変更ございませんが、条ずれが起きたため改正するとともに、文言の整理を行うものでございます。

2 点目は、村上岩船地域の 5 つの市町村が合併することから、通学区域を定めている別表を改正することでございます。

3 点目は、小学校に栄養教諭を配置することから、小学校及び中学校の職員組織の規定に栄養教諭を追加することでございます。

4 点目は、学校事務、業務の共同実施組織の試行に伴い、これに関する規定を整理することでございます。

5 点目は、市立高志中等教育学校の設置に伴い、これに関する規定の整理を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、学校教育法及び同施行規則

の改正による条ずれ等の改正については公布の日から、栄養教諭の追加の規定及び学校事務、業務の共同実施組織の規定については平成 20 年 4 月 1 日から、市立の高志中等教育学校の設置に伴う規定については、平成 20 年 11 月 1 日からの施行とすることとしております。

次に、43 ページ、それから別紙一覧表同じく 4 ページの中段をご覧くださいと思います。議案第 42 号、新潟市立万代高等学校学則等の一部改正についてご説明申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う学校教育法施行規則の一部改正がなされ、学校種の規定順を幼稚園を最初に規定したことから、万代高等学校、高志高等学校及び明鏡高等学校のそれぞれの学則の中で、学校教育法施行規則を引用している条項に条ずれが起きたことによる改正でございます。施行日は公布の日から施行することとなっております。

ここで 1 つお詫びを申し上げます。43 ページの新旧対照表のところでございますけれども、事前に高山教育委員さんのほうからもご指摘いただいている内容でございますが、現行の第 23 条第 2 項のところでは学校教育法施行規則第 54 条の 3 というふうになっています。ここが実際は 54 条の 6 であるべき規定でございました。ここが修正されないまま 54 の 3 という形になっていましたけれども、本来であれば 54 条の 6 であるべきところでございます。この 54 条の 6 に対応する形で第 78 条というふうに変更するものでございます。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長

付議事件 42 号まで説明いただきました。条ずれという言葉は、要するに条が変わったということですね。内容は同じなんだけれど番号が変わったということでしょうか。何か質問ございませんでしょうか。

第 40 号の新潟市支援を要する教職員に関する規則の制定について、大変入り組んだものになっておりますよね。研修という言葉が非常にたくさんあってそれぞれウエイトがあるということでしょうか、これは何か基になっているものがあるんですか。

○教職員課長

以前お話申し上げました審査会の要綱、それを基にして、法とともに教育委員会規則にということによって変えるということがございます。

- 委員長 課題の1つでもあるわけですが、何かぜひ管理主事の先生方、図で示すような形で作っていただいで一般には示していただくとよくわかるんじゃないかと思うんですが、条文だけ見ていると、規則だけ見ているとちょっとわかりづらいところがありますのでよろしくお願いいいたします。ほかに何かご質問ございませんか。
- 高山委員 高志中等教育学校の話ですが、28ページの第29条、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。その2番、前項の懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。ただし、停学は前期課程の生徒に対して行うことはできない。
停学だけですか。前期生徒というのは中学生ですね。
- 教職員課長 そうです。
- 高山委員 退学は行えるんですか。
- 教職員課長 学校教育法施行規則の中に中等教育学校については退学をさせることができるという条文がございます。
- 高山委員 それは前期生徒も。
- 教職員課長 はい。それは私立と同じように前期課程であったとしても退学をさせて公立の小学校、中学校のほうへ戻すことができるという規定が学校教育法施行規則にあるということです。
- 委員長 私もそこをちょっと疑問に思ったんですが、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者についても退学ができるんですか。要するに学力関係で退学を命じることはできるんですか。
- 教職員課長 学校教育法施行規則でそういうふうな規定がございます。
- 高山委員 それから支援を要する教職員の話ですが、支援を要する教員の定義があるわけですが、指導が不適切な教職員というのもその中に入るわけですか。支援を要する教員があつて、そのうちの一分野として不適切な職員、こういうことですか。

- 教職員課長 今高山委員さんをご指摘のとおりでございます。支援を要する教職員という広い中に予防的研修と指導改善研修というふうに分かれていますけれども、予防的研修をしても指導の改善が見込まれないというときに、指導が不適切な教職員の対象というふうに認定されることがございます。その際に年間総合教育センター等で研修が義務付けられるということで、指導改善研修を行うというふうな仕組みになってございます。
- 高山委員 その不適切な教職員に対しては研修を行って、さらに1年延長できると書いてあるんですが、最長何年ぐらいまでそれはやれるんでしょうか。
- 教職員課長 ことしの3月までは都道府県によって違いました。1年で終わるところもあれば3年続くところもございました。基本的に今回の教育公務員特例法の改正では延長は1年というふうに明記されてございます。
- 高山委員 それでもし改善されない場合は分限処分なり配置転換なりということも考えなければいけないということは出てくるわけですね。
- 教職員課長 ご指摘のとおりでございます。
- 高山委員 それを審査をする審査会というのできるわけですね。
- 教職員課長 はい。
- 高山委員 例えば1年間適切な研修を受ける教員がいた場合、その学校の教職員数はどうなるんですか。
- 教職員課長 指導改善研修で年間研修に出る場合については、文部科学省のほうから定数をいただいて、その教師が出る定数については補充が入ってくるということでございます。
- 委員長 1年間の場合ですか。
- 教職員課長 年間研修の場合です。

○高山委員	この審査会というのは教育委員会が設けると書いてありますね。お名前もそれから会議録も非公開ということになっていますね。これはいつごろできるものですか。
○教職員課長	審査会の立ち上げそのものは昨日行いました。ただ具体的な指導改善研修という対象者が新年度おりませんので、今回の制度の仕組みですとか要綱、教育委員会規則等でこういうふうなことを予定しているというような総論の説明を昨日させていただきました。
○高山委員	その委員の氏名は例えば教育委員会の教育委員にも知らせないということですか。
○教職員課長	この前非公開のところでこういう方を予定しているということでお知らせしましたので、この中身を整理させていただいて、具体的にどのような話があったかも含めて4月の教育委員会で報告させていただきたいと思っています。
○高山委員	わかりました。
○田中委員	高志中等教育学校のことですけれども、28ページの第27条に1学年の途中又は2学年以上に編入学を志願する旨がありますけれども、例えば3年生の後半に入学を希望する方も入学できるということですか。あと定員がございますよね。その定員を超えないところで入学希望者を受け入れるんでしょうか。
○教職員課長	今田中委員さんがご指摘いただいたとおりでございます。定員にゆとりがあったときに他の中等教育学校から新潟市に例えばご両親の転勤等で来られた場合で、例えば定数に余力があれば受け入れもすることはあるということです。
○田中委員	それは他の中等教育学校の生徒さんの場合ですか。
○教職員課長	はい。例えばあと中高の一貫校ですとか、どうしても中高一貫校は他の公立に比べて学習内容の進度が速いということもございますので、中高一貫校で速い進度で学習をしてきた生徒という条件のもとに受け入れられるかどうかということを考えていきたいということです。

○高山委員

中等教育学校を受験したい場合にはどうするのかなど、中等学校について、小学校に対する説明は、どういうふうにおやりになるんですか。

○教職員課長

4月に入ってまず全市の小学校、小学生、保護者対象にパンフレットを配布したいと思っています。それから5月、6月を中心に各区で説明会を開き、秋にも同じような説明会を予定しています。それはそれぞれの区の市民会館ですとか、中央区、東区であればクロスパル等でも開きたいと思っています。それから各小学校については中等教育学校の準備担当のほうですべての小学校を回って具体的に説明申し上げたいと思いますし、学校のほうでぜひ説明に来てほしいという要望があればどこでも出かけて行って積極的に説明、紹介してまいりたいというふうにしています。

○高山委員

ぜひしていただきたいと思います。

もう1つ、万代高校の学則改正のところですが、条ずれという言葉が出てきましたが、肝心の条文がここに載ってないんですよ。できれば条文をここへ載せていただくと、これがこうなのかというのわかるので、ご面倒ですがこういうものについては、事前に資料をお配りいただけるのならそこまでやっていただきたいというのが私の要望であります。

○教職員課長

わかりました。

○委員長

ほかにございませつか。それでは42号まで承認いたします。第43号、体育指導委員の規則についてでございます。

○スポーツ振興課長

議案第43号、新潟市体育指導委員に関する規則等の廃止についてご説明いたします。議案書の44ページになります。

廃止の理由といたしましては、新潟市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により、スポーツに関する事務は教育委員会から市長の職務権限となるため、体育指導委員に関する規則等の教育委員会規則を廃止するものでございます。廃止する規則といたしましては、新潟市体育指導委員に関する規則、新潟市体育施設条例施行規則及び新潟市陸上競技場駐車場管理規則でございます。施行日といたしましては、平成

20年4月1日となります。以上でございます。

○委員長

スポーツ関係が市長の職務権限になるということで、いくつかの規則が廃止になるということですがよろしいでしょうか。前にも説明がございました。ありがとうございました。

議案第44号から46号までは人事案件ですので会議終了後に行いたいと思います。

それでは続いて議案第47号、新潟市学校給食センター条例施行規則の一部改正についてですがお願いします。

○保健給食課長

議案第47号、新潟市学校給食センターの条例施行規則の一部改正について説明いたします。

老朽化の著しい白根学校給食センターを今年度をもって廃止いたします。そして現在大鷲学校給食センターと月潟学校給食センターの建て替えを行います。白根学校給食センター廃止に伴いまして、今そこで受配しています小学校、新飯田、茨曾根、庄瀬、白根小学校、白南中学校、白根第一中学校、6校を大鷲学校給食センターと月潟学校給食センターの受配校ということで再編するものでございます。以上でございます。

○委員長

あとでいただいた資料になりますが、このお話も前に伺ったものですね。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは承認いたします。

付議事件は以上で終わります。

第5 報 告

○委員長

報告に入ります。報告の最初は、地域と学校パートナーシップ事業選定校についてになります。お願いいたします。

○地域と学校ふれあい推進課長

平成20年度地域と学校パートナーシップ事業選定校についてご報告申し上げます。47ページをお開きください。

表のうち白い部分が本年度すでに行っているパイロット校8校でございます。網掛けの部分が20年度の新規校で、小中合わせて32校でございます。

新規校の応募数は小学校30校、中学校が9校で、計39校でございました。そのうち地域性、土地柄を生かした具体的な取り組みがあるかどうか、また教育課題に対応した提案があるかどうかというような、ここに示しました観点で調査票及びヒヤ

リングを通して新規校、小中合わせて 32 校が適当と認められたので選定いたしました。パイロット校 8 校と合わせて小学校が 32 校、中学校が 8 校、計 40 校で 20 年度は実施していきますのでよろしくお願いいたします。

なお、48 ページ以降に現在の 8 校のパイロット校がどのような取り組みをしてきたのか載せさせていただきました。それぞれが学校の実態に合わせて独自の取り組みをしております。20 年度はこのパイロット校の実績を生かしまして、コーディネーター同士の情報交換、研修を通して連携を密にして、年度の終わりにはこの事業をしてよかったといえるような事業にしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長

来年度のパートナーシップ事業の選定についてご説明いただきました。また資料として今年度の指定校の活動の様子等カラー写真つきで出ております。いかがでしょうか。

○佐藤委員

ここに応募される学校のところはたぶん大変意欲的で、保護者の皆さんとも連携がとれていると思うんですけども、いまいち連携がとれてないとか、なかなかマインドが低いという学校もあろうかと思いますが、その学校に対してのこれからの対処方法というのをお考えですか。

○地域と学校ふれあい推進課長

校長会等を通してこれからいろいろ情報を流していきたいと思っておりますし、新任教師の研修会で地域とともに歩む学校づくりについてのワークショップを行ったり、それからパートナーシップだよりを出してどんどん情報は出していきたいと思っております。

○佐藤委員

地域的になかなか保護者の皆さんが学校教育と関われないエリアというのがあると思うんですけども、そのあたりをもう一度何かの仕掛けを考える必要があるかもしれません。たぶんご苦労されていると想像するんですけども。

○高山委員

この中で 1 小 1 中というのがありますか。小学校 1 つと中学校 1 つのくくりですが。

○地域と学校ふれあい推進課長

この中にはございません。

- 高山委員 例えばそういうふうに1小1中という両校には、必要ないのかな。同じ地域ということになりますかね。
- 地域と学校ふれあい推進課長 1小1中ではないのですが、もう現在でも例えば入舟小学校と舟栄中、そして栄小学校も一緒になって活動するということが出てきておまして、パートナーシップ事業を行っていなくてもそれぞれに少しずつそのような意識が醸成されてきております。
- 高山委員 例えば今度小新が指定されますね。小学校は坂井輪で、それで1つの1小1中になっているんですが、小新の地域というのは坂井輪小学校と同じですから、そういう意味の小中連携みたいなことはどうなんですか。つまりその地域で中学校だけというのも何となくさみしいような気がするんですが。
- 地域と学校ふれあい推進課長 新通小学校がふれあいスクールを始めておまして、坂井輪中との連携はやっております。地域の方たちが学校に入っていくというそういう意識が広がりつつあります。
- 高山委員 この小新中学校校区の坂井輪小学校には、ないけれども、1つの刺激になって坂井輪小学校がまたできるということは考えられるわけですね。
- 地域と学校ふれあい推進課長 はい。
- 高山委員 わかりました。
- 委員長 中央区で笹口小学校が、ここには名前は載っておりませんが、大変頑張っておりますよね。地域の方の活動を取り込んで、学校の諸活動の中で、また学校の中にすでにそういう組織、地域コーディネーターじゃなくて、個人じゃなくて組織として何かできておりますよね。あれは市としてはどういう位置づけになっているんですか。
- 地域と学校ふれあい推進課長 笹口小学校の場合はふれあいスクールなんですけれども、子ども型ではなくて地域型という形で、千葉県の安芸津の小学校

のような形態でございます。訪問員さんと学校が一緒になったような形で、すでに保護者の人、地域の人、子ども、みんなその場所に集って高まりあうというそういう事業でして、すでにそこにはコーディネーターという人がいますので、そのコーディネーターが地域教育コーディネーターの役割を果たして下さっているということです。

○委員長

すでにある程度、むしろ今までよりもぐっと進んだ形で作られているので、行政のほうではもっとできていないところを先に応援したいという考え方ですね。

○地域と学校ふれあい推進課長

そのとおりでございます。

○委員長

機会があつてそこへ伺いまして大変びっくりいたしました。その方はいろいろ案内してくださったり、地域の子どもたちが遊びに来ていたり、大人の方が寄ったりしているんですね。ああ、これはすごいと思って帰りましたが、わかりました。ほかにございませんか。

○田中委員

私は実は先日こちらの20年度のパートナーシップ事業をやっていただく学校をお呼びした研修会に参加させていただいたんですけれども、そのあとでパイロット校のコーディネーターさんと話をする機会がありまして、さらにそのあとで駐車場で皆さん帰らずに集まってまだまだ話し足りないという感じで立ったままおしゃべりしていたんですけれども、その輪の中に入れていただきましてお話を聞いたところ、自分たちにとってはこの1年間で報酬うんぬんに代えがたいすばらしい1年だったということをおっしゃっていました。

さらにパイロット校として選ばれた8人のコーディネーターさんのつながりというのが8人みんな自分たちの宝だというふうにも言っておられました。それだけ大変な苦勞があつて助け合いながら1年やってきたというふうに私は感じたんですけれども、来年度からのことを考えると、パイロット校であることにすごいプレッシャーを感じていまして、出られるたびにドキッとするというふうに言っていらっしゃいましたが、来年度から新しいパートナーシップ事業をコーディネーターさんと引っ張っていかねばいけない立場なんですけれども、見まして

も地域によって参加される学校にばらつきがありまして、横のつながりをどういうふうにしていくのかなとちょっと不安になったりするんですけども、その辺はどういうふうにしていくのでしょうか。

○地域と学校ふれあい推進課長

これを見ますと南で少し学校数が少ないです。今後働きかけていきたいと思っております。本当にコーディネーターがかぎになるんですけども、そのコーディネーター同士のつながりを深めていって、この事業をどんどん広めていければと思っています。

○委員長

よろしいでしょうか。本年度はモデルケース、パイロット事業としてやってきたわけですが、5倍になるということで、5倍というのは全体の4分の1ぐらいにあたるのでしょうかね。160校ぐらいの40校ですから。だから今まで少ないところ、東、江南、南あたり、大変刺激を受けると。4校に1校がそういうことをやっているわけですから、来年度、あるいは再来年度は期待がもてるなど。担当のほうで大変頑張ってくださいと。予算が当然つかなければどうにもならないんですが、予算がついたというのでよかったなと思っております。ご苦労様でした。

それで2つ目の報告になりますが、マイスター養成塾の結果についてお願いいたします。

○総合教育センター所長

平成19年度マイスター養成塾の結果を報告いたします。資料52ページをご覧ください。

新潟市の教員をほかの教員の模範となるすぐれた教師力を備えた教員、マイスターを養成して、教師力を図ろうということで出発いたしました。

取り組みといたしましては、公開授業とか学校の実績を踏まえて校長から推薦してもらおう形になっております。

研修の概要としましては、(1)の①②③をご覧ください。かなりの回数、授業公開をしております。この間、平均7、8人の方々から評価をしていただきました。できるだけ多くの方の目を通して評価してもらおう。1人とか2人ですと偏った見方、評価が出てしまうということで、できる範囲で多くの方々から関わっていただきました。

夏季研修、それから認定授業等していったわけですけども、全体で70時間ぐらい、60時間は勤務時間の中で、そのほか夜

自主的に集まりまして10時間ほどほとんど全員が関わっております。そのほか指導案作成には家庭に帰ってから考えられたという、いろいろな意味で非常に負担のかかるものだと思いますが、全員一生懸命やってくれました。

2番目ですが、マイスターの認定については(2)の①のところで大学教授、それから教育委員さん、それから現場の校長、合計9名の方から委員になっていただきまして認定作業を3月3日にやっていただきました。下の表にございますように、18人中6名認定していただきまして、3月14日に修了式を終えて発表いたしました。

マイスターに認定された者に対してはその後来年度は研修の指導者と、教育者として活用していきたいと考えておりますし、惜しくも認定されなかった者の中にもかなり認定していいかなというところまで近づいているところだと思いますので、来年度再挑戦の機会を設けてチャレンジしていただくという形に設定してございます。

全国的にかなり注目されておまして、きのうも奈良教育大のほうから職員3名来られまして、マイスターの研修について聞かれていきました。我々のマイスターを認定するレベルをどこに設定するかというのは非常に悩んだところですけども、このように全国的に注目されておりますので、今回18名かなりの力をもった人たちがばかりなんですけれども、全国的に注目されているということから考えて、今回6名ということで、養成塾という名前からすれば少し少ないかなという感じがあるのかもしれないけれども、何分注目されて見られているということから考えますと、どのような方が見られてもなるほどなど、納得する授業をできると考えたとき、この6名に落ち着いたということでございます。以上でございます。

○委員長

教育委員私たち3人も認定委員として関わらせていただきましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

○高山委員

大変いい経験をさせていただきました。やっぱり今年度初めてやって、いろいろと反省点だとか課題も結構見えてきていると思います。これを来年度以降に生かしていくためにぜひ今月中に、もう4月からスタートしますので、研修センターでそういった意味でお話し合いも兼ねてまた1つハードルを越えていただきたいと思います。

例えばさっきおっしゃったように、塾に18人参加しながら6人しか合格しなかったということは、それだけしか育てられなかったのかと、指導者の問題もあるんじゃないかという話も出てきていますし、それからマイスターと認定してどのくらいまでその称号がついて回るのか、マイスターになった方をどうやってこれから生かしていくのかというようなこと。それから我々のような全くの素人がそこへ本当に入っていいのかどうかというようなところが1つの課題だろうと思います。その辺をぜひ検討していただいて早めに結論を出していただければと思いますのでよろしくお願いします。

○総合教育センター
所長 確かに承りました。素人の方というんでしょうか、今話されましたけれども、入られるというのは非常に私どもにとってはよかったと思います。別な視点から指摘していただく。私どもが考えてない部分を見て発言してくださいますのでよかったと私どもは感じております。

それから現在いろいろ委員会の中で指摘された事項を検証しまして、次年度に向けて新しく作り上げていく作業を行っております。

○委員長 今ほどの話、またひとつその検討の中で考えていただきたいと思います。いつスタートになりますか。来年度は。募集をして人が決まっておりますね。

○総合教育センター
所長 募集は終わりましたので、27名応募してまいりまして、定員15名ということで選ばせていただきました。

○委員長 第1回の会というのは5月ぐらいですか。

○総合教育センター
所長 まだ決まっておりますけれども早くしたいというふうに思っております。

○委員長 そこまでに今ほどの話、また討論をして対応をしていただきたいと思います。

○佐藤委員 この6名のマイスター認定者の皆さんはこれから教職員の皆さんの研修の核としてなっていくんですが、具体的に来年度はこの6名の方はどのようなプログラムで他の教師の模範となる

ような形でやっていくのかというのは具体的にはできているんですか。

○総合教育センター
所長 経験者研修、初任者研修等で講師として使っていきたいと思
います。模範的な授業を見せるというような形で使っていきた
いと考えています。

○佐藤委員 ぜひ我々も模範的な授業を見学させてください。

○委員長 大変ご苦勞様でした。よろしくお願ひします。以上で報告を
終わります。

第6 次回日程

○委員長 次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長 4月定例会は、4月15日(火)午後3時から、5月定例会
は5月15日(木)午後1時からでお願いしたい。

○全委員 全員異議なく了承する。

第7 閉会宣言

○委員長 午前10時50分、閉会を宣言する。

(非公開部分) (議案第44号から46号まで審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員